

「令和3年度地産地消流通網構築事業」委託業務仕様書

1 目的

県内の小売店や飲食店などの農産物を取り扱う事業者がスマートフォンなどを利用し、県内の生産者から新鮮な農産物を直接購入することができる地域内流通網を構築するため、本業務では、県内の事業量調査や県内外の地域内流通システムの調査・比較を行い、実現可能な地域内流通網のルートの設計・提案を行うことを目的とする。

2 業務内容

(1) 事業量調査

いいともあいちネットワーク会員など、地産地消に関心のある県内の飲食店、量販店、宿泊施設などの農産物取扱事業者及び本県で農産物を生産する生産者に対し、地元農産物に対する意識や地域内流通網参加意思の有無、その他地域内流通網を構築するにあたり必要な事項について、アンケート調査などを実施し、その事業量を把握する。（調査件数：出来高 300 件以上）

(2) 地域内流通網のシステム調査・比較

県内外ですでに導入されている地域内流通網について、そのシステム及び事業効果等についてヒアリング等により調査・比較を実施し、メリット、デメリットを明らかにする。（5システム以上の比較）

(3) 地域内流通網の実現可能なルート提案

生産者、集配所設置場所、農産物取扱事業者などを結ぶ、地域内流通網のシステムについて、(2)で比較したシステムの中から選択し、そのシステムを使って県内で実現可能な配送ルートを設計・提案する。（1ルート以上）

(4) 調査報告書の作成

3 実績報告書の提出

(1) 提出時期及び提出部数等

委託業務が終了したときは、委託業務実績報告書を契約期間内に提出すること。

ア 委託業務実績報告書（A4版縦、横書き） 正副2部

イ 委託業務実績報告書及び事業実施、報告書作成に使用したデータ、写真等を納めたCD-ROM等の記憶媒体 1枚

ウ その他県が指示したもの

(2) 納入場所

愛知県農業水産局農政部農政課

4 その他留意事項

- (1) 本事業は、国の地方創生推進交付金を活用して行うため、「地方創生推進交付金制度要綱」等に規定する要件を遵守すること。
- (2) 業務内容の全般について、委託者と事前に連絡・調整し、委託者の指示に従って行うこと。また、事業の進捗状況については、随時、委託者に報告を行うこと。
- (3) 受託者は、打合せのための資料作成及び議事録等の作成を行うこと。
- (4) 受託者は、業務の遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、委託者と協議し、委託者の指示に従わなければならない。
- (5) 受託者は、本事業に係る会計実地検査が行われる場合は協力すること。
- (6) 委託者は、随時委託事業の事業に立ち会うことができるものとする。
- (7) 調査に当たって受託者は、新型コロナウイルス（COVID-19）感染症への感染防止対策を十分に講じた上で実施するものとする。
- (8) 情報の掲載にあっては、あらかじめ個人情報の取扱いについて事例対象者等から同意を得る等必要な措置を図ること。
- (9) 掲載する内容について法令違反等がないことを確認すること。
- (10) 成果物に係る著作権は、委託者に帰属するものとする。

5 問合せ先

愛知県農業水産局農政部 農政課 企画グループ

電 話 052-954-6391 (ダイヤルイン)

ファックス 052-954-6928

メールアドレス nousei@pref.aichi.lg.jp